

函館市事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 号

函館市事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市事務分掌規則（平成 5 年函館市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項企画部計画推進室の項中「交通政策課」を「新幹線・地域交通政策課」に改める。

第 2 条第 1 項財務部公共施設マネジメント室の項を削る。

第 2 条第 1 項経済部の項中 「 工業振興課
雇用労政課」 を

「 工業振興課
企業立地推進課
雇用労政課」 に改める。

G X 産業創出推進室

G X 産業創出推進課」

第 3 条企画部計画推進室の項中「交通政策課」を「新幹線・地域交通政策課」に改める。

第 3 条総務部文書法制課の項中第 1 5 号を第 1 7 号とし，第 8 号から第 1 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 特定歴史公文書等の利用等に関すること。

(9) 公文書管理委員会に関すること。

第 3 条財務部公共施設マネジメント室の項を削る。

第 3 条財務部税務室の項第 8 号中「および入湯税」を「，入湯税および宿泊税」に改める。

第 3 条市民部市民・男女共同参画課の項第 3 号中「および自衛官候補生」を削る。

第3条保健福祉部介護保険課の項第6号中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業」に改める。

第3条子ども未来部子どもサービス課の項第3号中「地域型保育事業等」の後ろに「および乳児等通園支援事業」を加え、同項第5号中「および子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付および乳児等のための支援給付」に、「特定教育・保育施設等」を「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者および特定乳児等通園支援事業者ならびに特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第3条経済部工業振興課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

企業立地推進課

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 立地企業の支援に関すること。

第3条経済部の項中

- 「 (8) 勤労者総合福祉センターに関すること。」を
「 (8) 勤労者総合福祉センターに関すること。」

G X 産業創出推進室

に改める。

G X 産業創出推進課

- (1) G X 産業の創出の推進に関すること。 」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条市民部市民・男女共同参画課の項の改正規定は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。